

【令和8年度 第2回】
山梨県林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画の認定について
（更新・新規対象）

1 はじめに

県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が作成する「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」（以下、「改善計画」という。）の認定を行っています。

計画認定された事業主（以下、「認定事業主」という。）は、国、県、山梨県林業労働センター（以下、「センター」という。）から各種支援を受けることができます。

2 認定事業主に対する支援

国、 県 による 支援	①「緑の雇用」事業の活用 新規就業者の育成と人件費等の費用の補助 ②林業・木材産業改善資金の償還期間の延長 償還期間が15年（通常は10年） ③国有林野事業における配慮 等級区分の格付けの直近上位及び直近下位の等級への入札参加が可能 ④地域森林計画図簿（森林簿等）の利用 森林所有者等の同意不要で情報提供を受けることができる
セン ター による 支援	①森林整備担い手対策事業費補助金の活用（詳細は別紙1） 労災保険上乗せ補助、エピペン経費助成、奨励金の給付等 ②インターンシップ事業の活用 インターンシップ参加者の受入に対する謝金 ③センターへの委託募集の活用 ※センターとの共同計画者のみ 就業者募集をセンターに委託できる

3 認定事業主の要件

認定事業主について、更新又は新規での認定を希望する方で、次の2点に該当し、林業労働者を雇用している事業主が該当します。

- ・森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体
 - ・造林業、育林業または素材生産業を営む者、あるいはこれらの者の組織する団体
- ※事業主や役員等が暴力団関係者でないこと

4 改善計画について

(1) 計画の作成

県では、計画作成に係る事業主の事務負担の軽減やセンターによる委託募集の活用のため、複数の事業主とセンターが共同で計画を作成する共同改善計画を推奨しています。共同改善計画の作成については、センターが適宜サポートします。

なお、事業主が単独で改善計画の作成をすることも可能です。単独の計画を希望する場合は、事業所がある市長村を所管する林務環境事務所にご相談ください。

(2) 計画の期間

改善計画の実施期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日です。

5 必要書類及び提出について

①必要書類（共同改善計画の場合）

- ☐ 共同計画認定申請書
- ☐ 【様式2】計画書
- ☐ 様式2の3、4作成参考資料
- ☐ 【別表1】認定確認表
- ☐ 納税証明書
- ☐ 雇用契約書・労働条件通知書・就業規則
- ☐ 労働保険、社会保険、退職金共済の加入を証明する書類
- ☐ 雇用状況調査票

(新規の方) 【別記1】誓約書

(更新の方) 【様式13】改善措置実施状況報告の写し

(法人の方) 直近3ヶ月以内の登記事項証明書

直近3ヶ年の貸借対照表・損益計算書

(個人事業主の方) 住民票

直近3ヶ年の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書

【様式はこちら】

<https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/ninaite/ninteiringyojigyonushi.html>

②提出期限

令和8年9月14日(月)

③提出先

山梨県林業労働センター（担当 望月）

住 所：山梨県甲府市武田1－2－5

T E L：055－242－6667

MA I L：toshi-m@y-shinrin.jp

④認定スケジュール（予定）

～11月 センターから県へ共同計画の申請

～2月 審査・認定

6 改善計画の実施について

認定事業主は、計画に沿って改善措置を実施の上、毎事業年度終了後に改善措置実施状況を報告する必要があります。また、改善計画実施期間が終了したときは、改善措置実施結果の報告をしてください。報告の際に必要な書類や提出期限については以下のとおりです。

①改善措置実施状況報告（毎年度終了時）

- ・ 必要書類

【様式13】改善措置実施状況報告

- ・ 提出期限

毎年度終了日から3ヶ月以内

②改善措置実施結果報告（実施期間終了時）

- ・ 必要書類

【様式14】改善措置実施結果報告

- ・ 提出期限

実施期間終了日から3ヶ月以内

※提出については、センターをお願いします。

7 問い合わせ先

計画書の作成について	山梨県林業労働センター 望月
	TEL :055-242-6667 mail:toshi-m@y-shinrin.jp

各種相談 ▶ 事業所がある市町村を所管する林務環境事務所(林業指導担当)	
中北	甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町
峡東	山梨市・笛吹市・甲州市
峡南	市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町
富士・ 東部	富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖 村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村

森林整備担い手対策事業費補助金

助成項目	助成内容	助成対象経費	補助率
①労働災害補償保険上乗せ助成	年間200日以上林業労働に従事した者に対し、労災保険の上乗せ補償制度に加入した場合、経費の一部を助成。	労災保険の上乗せ補償共済掛金	1/2以内
②特殊健診(蜂刺されアレルギー検査)助成	蜂刺されアレルギー検査を受診させた場合、経費の一部を助成。	蜂刺されアレルギー検査受診料(1人当たり2,415円以内)	1/2以内
③蜂刺され対策(エピペン)助成	アドレナリン自己注射器(エピペン)の導入経費の一部を助成。	注射器の導入経費及び使用方法の指導料(1人当たり15,000円以内)	1/2以内
④高度技能作業訓練日給補償助成	就業者養成(林業架線)研修受講者に対し日給補償を行った場合、経費の一部を助成。	研修受講者の日給(1人1日当たり10,000円以内)	1/2以内
⑤高度技能資格・免許取得助成	各種資格・免許を取得するための講習等を受講させた場合、経費の一部を助成する。	講習受講料	1/2以内
⑥新規参入者奨励金	40歳以下の従事者を月給制で通年雇用した場合、奨励金を給付。(新規採用から2年以内)	奨励金	1年目 月15,000円以内 2年目 月7,500円以内
⑦就労環境整備経費助成	作業現場における更衣室・トイレの整備経費の一部を助成。(新規採用から3年以内)	消耗品費(50,000円未満)を補助。 「緑の雇用」の新規就業者育成対策の実施現場は消耗品費と備品購入費(50,000円以上)を補助。 対象経費は、女性1人当たり240,000円を上限とする。	1/2以内

共同改善計画の申請に係る提出書類チェックシート					
提出先		山梨県林業労働センター			
提出期限		令和8年9月14日			
	提出書類	提出方法			
☐	共同計画認定申請書	紙	○	電子	—
☐	【様式2】計画書	紙	—	電子	○
☐	様式2の3、4作成参考資料	紙	—	電子	○
☐	【別表1】認定確認表	紙	—	電子	○
☐	【別記1】誓約書 ※新規のみ	紙	○	電子	—
☐	【様式13】改善措置実施状況報告書 ※更新のみ	紙	—	電子	○
☐	直近3ヶ月以内の登記事項証明書の写し ※法人のみ	紙	—	電子	○
☐	住民票の写し ※個人事業主のみ	紙	—	電子	○
☐	納税証明書(全ての県税において未納がないこと)	紙	—	電子	○
☐	直近3ヶ年の貸借対照表及び損益計算書 ※法人のみ	紙	—	電子	○
☐	直近3ヶ年の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書 ※個人事業主のみ	紙	—	電子	○
☐	雇用契約書、労働条件通知書、就業規則の写し	紙	—	電子	○
☐	労働保険、社会保険、退職金共済の加入を証明する書類 (直近の労働保険概算・確定保険料申告書継続事業(一括有期事業含む)(事業主控え)の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届統括表)	紙	—	電子	○
☐	雇用状況調査表	紙	—	電子	○

提出書類の確認にご活用ください。